



いつも、あなたのそばに。

always by your side



# Legal Support Press

2017年

Vol.15

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

特集

## ご存知ですか？成年後見法学会

新井 誠 理事長にお聞きしました

特別寄稿

日本成年後見法学会と司法書士

臨時  
特集

こう変わる！高齢者の  
運転免許の更新制度  
～交通事故をなくすために～



公益社団法人  
成年後見センター・リーガルサポート

# ご存知ですか？成年後見法学会

## 新井 誠 理事長にお聞きしました



◎ 新井先生は日本成年後見法学会の理事長でいらっしゃいますね。学会は平成15年11月に設立されましたが、その目的、設立の経緯をお聞かせください。

Ⓐ 新しい成年後見制度が成立したときに一番問題となったのは、この制度を支える担い手がいるかどうかということでした。当時の状況は必ずしもそうではなかったので、オールジャパンの担い手を作らなければならぬと考えました。そして、その中心となるのは学会的な組織がいいだろうけれども、そこには研究者も実務家も入れるようなオープンな形にしたらどうかということで、そのような考えのもとに日本成年後見法学会を設立しました。

◎ 設立のときになにかご苦労されたことはありますか。

Ⓐ とにかく、オールジャパンを心掛けました。不偏不党、つまり、特定の士業や団体に偏ることなく、学界も含めたあらゆる分野の方々を網羅するような組織を作ることに力を入れました。

◎ いま、学会では何を目指そうとされているところでしょうか。

Ⓐ ご存知のように、成年後見制度利用促進法が成立して、成年後見制度は第二段階に入りました。すべての市町村で基本計画に基づいた成年後見の実務を行わなければならない段階になりましたので、それを後押ししようと考えています。

◎ その中で、司法書士の役割などをお聞かせください。

Ⓐ その役割は非常に大きいです。そもそも学会を作る段階で、一番サポートしてくれた団体は司法書士会でした。司法書士会の力がなければ、この学会は設立できなかっ

たと思います。その形がずっと維持されてきて、学会の中心は常に司法書士会であったと言つてもよいと思います。それは、第二段階においてもおそらく同じだと思います。それぞれの自治体で実施機関を作るわけですが、ぜひ司法書士を中心になってもらいたい。地域によってや

り方は違うと思いますが、一番地域に密着した法律家である司法書士に期待するところは非常に大きいと思います。

◎ さきほど、学会はオールジャパンの団体だとおっしゃいましたが、これをまとめていくのは大変ですね。

Ⓐ はい、大変です。弁護士と司法書士の関係だけをとっても、なかなか一筋縄ではいきません。(笑)そこに、社会福祉士の方もいらっしゃいます。これらの士業をまとめるのは非常に大変です。副理事長として弁護士、司法書士、社会福祉士に入っていただいて、常にバランスをとりながらうまく運営していくことを心がけています。とりわけ法律と福祉との連携に腐心しています。今後とも学会における福祉関係者の



インタビュー 恒松 史帆  
公益社団法人 成年後見センター  
リーガルサポート 常任理事

活躍に大いに期待しています。

◎ ところで、いま海外の交流にも力を入れられていますね。具体的にどのような取り組みをされていますか。

Ⓐ 新しい成年後見制度ができた当時、日本の成年後見制度は非常に遅っていました。当時の日本といえば、成年後見制度は遅っていましたが、高齢化の状況は

世界一でした。それで、成年後見制度をどのように作ろうかという段階から、先進国に学ぼうということでドイツ、カナダ、アメリカの視察を行いました。その時にも中心になったのが司法書士でした。学会ができたとともに、成年後見の実務をどうしていくかということについても、海外に学ぶべきだということで何度も海外に視察に行きました。さらに、継続的なコンタクトをとって、お互いの情報を交換したり、交流をしていますが、それは非常によかったのではないかと思っています。ちなみに「実践成年後見」という雑誌がありますが、あのモデルが実はドイツにあります。ドイツ版の

「実践成年後見」があって、それを日本でも創設しようと/or>してできたのが「実践成年後見」です。昨年の9月にベルリンで成年後見法世界会議がありまして、そのときに、ドイツ版の「実践成年後見」に寄稿したのですが、ドイツの読者には非常に喜んでいただけました。海外の良いところを学ぶ、そして、海外の人は日本の実務を参考にしようとしている、そういう意味で、海外交流の意義は非常に大きいと思っています。

◎ いま、成年後見法世界会議のお話が出ましたが、第1回の成年後見法世界会議が2010年に横浜で開催されたのは、どのような経緯だったのでしょうか。

Ⓐ 日本では2000年4月に新しい成年後見制度がスタートしました。それから10年たった2010年の段階で、制度の利用が非常に低迷していました。海外に比べるとおよそ10分の1程度の利用しかないという状況でした。この状況をどうすべきか、日本の成年後見制度を抜本的に改革すべきではないかという議論があつて、そのためには日本で世界会議を開いて、世界中の関係者に来ていただいて、日本の成年後見制度はこうあるべきだというメッセージをまとめたらどうかという趣旨で行いました。そこで出されたメッセージというのが横浜宣言で、それが現在の成年後見制度利用促進法のもとにもなっています。

◎ 横浜宣言が第1回成年後見法世界会議の大きな成果であり、いまの成年後見制度利用促進法の成立にもつながっているということですね。

④ そうです。日本では成年後見制度利用促進法につながったし、世界的にも横浜宣言は非常に注目され、成年後見分野での国際的な文書としてははじめてのもので、横浜宣言を参考にして法律を作った国もあります。そして横浜宣言がベルリンの世界会議でバージョンアップされました。横浜世界会議の精神はいまでも横浜宣言の中で生きているということだと思います。

⑤ 成年後見制度利用促進法は学会が中心になって政治家に働きかけて成立させたと伺っておりますが、どのようなご苦労があったでしょうか。

⑥ 法律の制定に動きはじめてから5年かかりました。その間、いろんな政治家に会いましたし、いろんな活動をしましたが、正直言って大変でした。何度もあきらめかけたことがあったのですが、とにかく頑張ってよかったです。ここでも、司法書士の皆さんには頑張っていただきて、司法書士会のバックアップがなければこの法律は成立しなかったと思っています。非常に大きかったのは、司法書士会が司法書士会の利益のためではなく社会の利益、公共の利益のために動いたというのは、特筆すべきことだと思います。弁護士会、社会福祉士会の皆さんにも多大のご支援をいただいたことには感謝しています。

⑦ 成年後見制度利用促進委員会ではどのような議論がなされて、基本計画案をまとめられたのでしょうか。委員会の模様や基本計画案の評価をお聞かせください。

⑧ 成年後見制度利用促進法なので、利用をどう促進するかということですが、一番重要なのは、社会全体でこの制度を支えるということです。従来は裁判所とご本人の両者の関係であり、民法でもそのように規定されていますが、各国の状況をみるとそうではなく、社会全体で支えています。民法には裁判所とご本人との関係について規定されていますが、実際には社会全体で支える必要があり、その仕組みをどう作るかとい

うことが大きな課題でした。今回の報告書の中ではそれを「地域連携ネットワーク」と言っています。地域連携ネットワークの中で成年後見を推進していく、それを全国各地に作るということを決めまして、3月24日に閣議決定された基本計画の中でもそれが盛り込まれたことが大きな前進だったと思います。ただ、医療行為の同意などの問題も残っています。また、具体的に組織をどのように立ち上げるのかもまだこれからです。

⑨ 地域連携ネットワークについては、現時点でなかなか具体的なイメージが持ちにくいのですが、まず何から始めればよいのでしょうか。

⑩ コアとなるのは市区町村です。市区町村には住民の安全を守る義務があります。認知症になってしまっても地域で安全に暮らせるようにする義務があり、その一環として成年後見制度も役割を担うべきだろうということで、とにかく市区町村に責任をもつてもらいうことです。ただ、すべてを担うことはできませんから、具体的には直営または委託でそれを担う実施機関を作り、そこが福祉や医療の世界と連携をもつことになります。ですから、まずやるべきこととしては、各自治体に組織を作るよう働きかけることが重要だと思っています。司法書士やリーガルサポートの会員には積極的に働きかけを行っていただきたいと思います。

⑪ 家庭裁判所や社会福祉協議会との連携についてはいかがでしょうか。

⑫ 家庭裁判所も地域連携ネットワークの中に入ってくると思います。委員会の中でも家庭裁判所はそのように明言しています。家庭裁判所とのネットワーク作りも重要です。ただ、家庭裁判所というのはなかなか動きにくいところもありますので、その点、リーガルサポートの方でうまくサポートしていく必要があるのではないかでしょうか。いずれにしても家庭裁判所は都道府県単位で全面的にこの制度を支えると言っていますので、

そこにどう協調していくかということだと思いますが、私はこの点についてはそう問題はないと思っています。

⑬ 資格制限の見直しやその他の方針についてコメントをお願いします。

⑭ 地域連携ネットワークを作ること、また、不正防止をどのように実効性のあるものにするか、これらについては報告書ができあがり、それに基づいて3月24日に基本計画が閣議決定されましたので、この2つについてはこのまま動いていくのだと思います。残された課題として、資格制限の見直しについては、4月以降にこの作業が始まりますが、おそらく抜本的な見直しになると思いますので、非常に注目すべきところです。それから、成年後見人の医療行為の同意の問題について、これをできるようにするにはどうしたらよいかというのが大きな課題として残されています。



新井 誠 氏 一般社団法人 日本成年後見法学会 理事長  
法学博士。1979年、ミュンヘン大学法学部博士課程終了。千葉大学、早稲田大学、一橋大学などで教鞭を執り、2011年から中央大学法学部教授。専門分野は民事法學、2003年から現職。

⑮ 先生のお話ををお聞きして、我々司法書士の役割はますます大きくなっていく感じでいるのですが、地域でどのように関わっていけばよいか、アドバイスをお願いします。

⑯ 司法書士は成年後見制度が始まる前までは、不動産登記の専門家というイメージが非常に強かったと思

います。それが、成年後見制度に関わることによって社会の司法書士に対するイメージが大きく変わったと思いますし、法曹界の捉え方も非常にポジティブになったと思います。簡裁代理権が認められたのも、このようなことの一環だったのではないかと思います。成年後見制度によって司法書士の業務の範囲も認知度も広がったと捉えています。そしていま、成年後見制度は第二段階に入ったのですが、全国に同じような組織を作って、その中心となって活躍するのが司法書士だと思います。今後また新たな展開が出てくると思います。弁護士とは違った意味での法律家、地域連携ネットワークの中で動くわけですから、まさに街の法律家として活躍することが大いに期待されることと思います。おそらく成年後見制度利用促進法の考え方もそういうところにあるのではないかと思っていますので、今後の活躍を大いに期待しています。

⑰ 今日の先生へのインタビューの記事は、リーガルサポートが発行しているリーガルサポートプレス15号に掲載させていただく予定です。リーガルサポートプレスは、全国の社会福祉協議会や地域包括支援センターなどに配布しており、また、リーガルサポートの会員も読んでいます。最後に、読者の方々に入会に向けたメッセージをお願いします。

⑱ 成年後見分野においては、研究すること、新しい情報に接することが重要ですので、ぜひたくさんの方に学会に入会していただきたいと思います。学会の執行部はリーガルサポートの役員の方も非常に多いですし社会福祉士の方もいらっしゃいます。とにかくオールジャパンです。福祉関係の方やリーガルサポートの会員の方にひとりでも多く入会していただき、疑問があればそこでどんどん発言してほしいと思います。それによって制度もよりよいものになると思います。



\*この対談は4月1日に行ったものです。

Legal Support Press | 03

# 特別寄稿

Legal Support Press  
Special Contribution



## はじめに

協議会等々、関係者の皆さんの参画を期  
待しております。

# 日本成年後見法学会 と司法書士

大貫 正男氏 一般社団法人 日本成年後見法学会 副理事長

- ・法務省 人権擁護委員
- ・さいたま地方裁判所及び簡易裁判所民事調停委員
- ・東京医科歯科大学非常勤講師
- ・志木市社会福祉協議会権利擁護推進事業運営委員会委員長
- ・公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート相談役

学会というと、学者を中心とする静かな研究団体をイメージされると思います。しかし、日本成年後見法学会（以下、「後見法学会」という）は、調査・研究をベースに置きつつ、世界会議を主催したり、国會議員に立法提言をするなど、極めてアクティブな団体です。その原動力となつているのが、成年後見制度に携わるすべての者が集い、制度の発展のために活動するオールジャパンの団体である点にあります。分野や職域を超えて熱い議論ができる、これが最大の強みです。

「成年後見制度の利用促進と健全な発展に貢献する」という目的に賛同して、多くの司法書士が入会し、役員や委員として活躍しています。とりわけ、横浜で開催された世界会議では企画・運営、当日の発表等において主導的な役割を果たしました。

成年後見制度を発展させるためには、各界の横断的な組織がどうしても必要です。特に法律関係者だけでなく、地域で福祉や権利擁護に取り組んでおられる市区町村、地域包括支援センター、社会福祉

こうした背景から、平成15年11月2日、東商ホールにて後見法学会が設立されました。当時、入会申込者は約300名でしたが、現在の会員数は約1120名（内司法書士230名）となっています。初代理事長に就任された新井誠教授は、学会の目的として「成年後見に携わる人々のネットワークの構築」を挙げました。そして、成年後見の社会化を実現するた

めに「法律、福祉、医学等の各職能の専門家による人的交流の場、および司法、社会保障、地方自治等の各制度に関する情報集積の場がネットワークである」と位置付け、「成年後見に関心を抱く1人でも多くの方々にこのネットワークに参加して欲しい」と呼びかけました。リーガルサポートは、新井理事長の呼びかけに応え、多くの会員が学会に入会し、学会の活動を支えています。

（1）「成年後見法学」を創造する  
「成年後見制度学会」ではなく「成年後見法学会」という名称であることに第1の特色があります。「成年後見制度」は分野として存在しますが、果たして「成年後見法」は存在するのか、が鍵です。成年後見制度が民法に拠点を置きつつも、福祉や医療等にも連携するところに、学際的かつ総合的な「成年後見法学」という新しい研究・実践分野が生まれるものと考えられて、されるべき分野と言えます。人間としての尊厳や地域社会などの現実を基盤とする

ところから、「成年後見文化をつくる」という面を持っているのではないかと思思います。

（2）福祉関係者と法律関係者との交流・協働  
「成年後見法学」は、施設や病院等における身土監護、判断能力や障害の程度、地域社会、行政、司法などの「現実」を突き付けてられますから、学者と実務家との交流なし協働、理論と実践との架橋はどうしても必要です。現実を通して、法理論や解釈が生まれ、整理された法理解が現実を改善していくという循環が広がるものと期待しています。研究者、司法書士、弁護士、社会福祉士、税理士、公証人、医師、裁判所関係者等が垣根を超えて同じ目的に向かって調査・研究したり、意見交換や情報交換する場があることに大きな意義を見出しています。

（3）立法提言  
当学会は、非常に行動的です。例えば、平成17年6月、参議院議員会館において、「高齢者虐待防止法案に成年後見制度の具体化を求める緊急集会」を開催しました。高齢者虐待防止法28条に、「成年後見制度の利用促進」という文言が入り、この集会が一定の影響を与えたものと

（1）「成年後見法学」を創造する  
「成年後見制度学会」ではなく「成年後見法学会」という名称であることに第1の特色があります。「成年後見制度」は分野として存在しますが、果たして「成年後見法」は存在するのか、が鍵です。成年後見制度が民法に拠点を置きつつも、福祉や医療等にも連携するところに、学際的かつ総合的な「成年後見法学」という新しい研究・実践分野が生まれるものと考えられて、されるべき分野と言えます。人間としての尊厳や地域社会などの現実を基盤とする

ところから、「成年後見文化をつくる」という面を持っているのではないかと思思います。

（2）福祉関係者と法律関係者との交流・協働  
「成年後見法学」は、施設や病院等における身土監護、判断能力や障害の程度、地域社会、行政、司法などの「現実」を突き付けてられますから、学者と実務家との交流なし協働、理論と実践との架橋はどうしても必要です。現実を通して、法理論や解釈が生まれ、整理された法理解が現実を改善していくという循環が広がるものと期待しています。研究者、司法書士、弁護士、社会福祉士、税理士、公証人、医師、裁判所関係者等が垣根を超えて同じ目的に向かって調査・研究したり、意見交換や情報交換する場があることに大きな意義を見出しています。

（3）立法提言  
当学会は、非常に行動的です。例えば、平成17年6月、参議院議員会館において、「高齢者虐待防止法案に成年後見制度の具体化を求める緊急集会」を開催されました。高齢者虐待防止法28条に、「成年後見制度の利用促進」という文言が入り、この集会が一定の影響を与えたものと

（1）成年後見制度研究  
成年後見制度研究委員会が中心とな

## ①設立の経緯

会連合会、リーガルサポートとともにに国会議員を訪問し、利用促進法の働きかけを行いました。それから5年6ヶ月、何度も成立が危ぶまれるなど山あり谷ありでしたが、平成28年4月8日、利用促進法は成立しました。

## ⑤ 地域連携ネットワークの構築に向けて



(3)として具備され、では、公的支援体制をつくり、「誰でも利用できる制度」にするために後見法学会は何を為すべきでしょうか。従来型の調査・研究を行い、シンポジウム等で提言すれば、それで公的支援体制がつくれるのでしょうか。そうした問いかけから生まれたアイデアが「成年後見制度利用促進法」(以下、「利用促進法」という)です。この発案者は新井誠理事長であり、世界会議が閉会してその興奮や余韻が冷めやらぬ1ヶ月後、後見法学会は、日本司法書士改治連盟の役員により、日本司法書士

### (3) そして具体化へ

判例研究委員会が中心となり、成年後見制度に関する裁判例の収集、裁判例の分析検討等を行っています。最近では、「認知障害者」の人身事故における親族の監督責任等が発表されています。

(2)判例研究

り制度改善へ向けての研究並びに提言を行っています。研究結果は、「法定後見実效化改善と制度改正のための提言」(平成20年7月)、「任意後見制度の改善・改正の提言」(平成24年7月)等にまとめられます。平成26年からは、日本が国連の「障害者権利条約」を批准したことから、6回にわたり「障害者権利条約と成年後見制度に関する連続研究会」を開催しました。

④ 成年後見利用促進への道

## (2) 横浜宣言採択

「2010年度報告書」の4冊の報告書が発行されています。



(1)リーガルサポートは世界会議を共催  
2010年10月、後見法学会は横浜市  
において第一回「成年後見法世界会議」を開催しました。この会議には、17の国・地域から約500名が参加し、課題を集約して「横浜宣言」を採択しました。世界会議は、リーガルサポートが共催、また日本司法書士会連合会は後援団体として名を連ね、両団体は物心両面の支援を行いました。特に、リーガルサポートは組織として世界会議対応委員会を設ける等の支援を行い、世界会議の成功に大きな役割を果たしました。

(2) 横浜宣言採択  
世界会議で一番衝撃を受けたのは、「これからは国や行政の公的支援がなければ制度はうまく機能しない」という発言でした。公的支援が貧弱なわが国の実情がき彫りにされ、ドイツやイギリス等の格をあらためて思い知らされました。日本参加者は、「日本は、行政・裁判所・民間三位一体の支援体制をつくるねばどんなく頑張つても課題解決につながらない」とつたに違いありません。討論の成果は、「年後見制度に関する横浜宣言」(以下、「横浜宣言」)と集約され、主催した**見法学会**は、「横浜宣言の具体化」とい重い課題を背負うこととなりました。

ですが、成年後見制度を実際に動かしていく公的支援体制を定めるとともに、動かす主体を設置したことの意義は大きいものがあります。どんな立派な促進法をつくつても、それを動かす体制や主体がないければ絵にかいた餅だからです。

しかし、中央だけでは成年後見制度は機能しません。そこで市区町村には条例により、「審議会」の設置を努力義務とした。また、成年後見制度利用促進基本計画では、「地域連携ネットワーク」の構築を掲げました。

「留意すべきは、利用促進法はあくまで「プログラム法」という性格(限界)のある点です。利用促進基本計画は作られても死後事務や郵便物の転送等を除いては新たな法律は出来ないため、直ちに実務や仕組みが変わる訳ではありません(死後事務等でインフラ整備がなければ大きな変わりません)。例えてみれば、「路線はできたが道路はこれから」という状況になります。しかし、「賽は投げられた」のであります。各専門団体や各関係機関は連絡やりを進めることが求められているのですがないでしょうか。

とりわけ、後見法学会と司法書士にはこれまで利用促進法の成立を牽引して来た経緯から、率先してその組織づくりをすることが求められています。具体的には、司法・行政・民間の「地域連携ネットワーク」を構築し、家庭裁判所と連携・協力関係を密にし、市町村に「後見特区」とも呼べるような「中核機関」を設置すること、と考えます。

「誰でも利用できる制度」、また「使つて良かつた」と言われる制度にするために、後見法学会と司法書士の役割はますます高まっていると考えます。

# 臨時特集

## こう変わる！高齢者の運転免許の更新制度

広報委員 大島 留美子

日本の人口は、現在1億2700万人です。では、そのうち運転免許保有者数はどのくらいかご存知ですか。警察庁の「運転免許統計」によると、平成27年末で8215万人、この50年で3倍以上になります。単純に計算すると、日本では子供も含めて3人に2人が運転免許を持っていることになります。自動車は、日本人の生活に欠かせない必需品だということがよくわかります。

ところが、昨今、連日のようないい高齢運転者による悲惨な事故が多く報道され、社会問題化しています。日本社会の高齢化が進むにつれて、高齢者の割合が増加し、認知症高齢者数も増加している現状が背景にあると思われます。そして、今後、高齢運転免許保有者の層の増加が見込まれる折、高齢運転者の交通事故防止対策」つとして平成29年3月12日から道路交通法が一部改正され、70歳以上の方の免許更新時の「高齢者講習」が変わります。(本誌発行は改正後ですが、本記事の執筆は改正前です。)

そこで、臨時特集として「高齢者の運転免許の更新制度」をテーマに、高齢者講習に加えて「認知機能検査」(講習予備検査)が導入されました。平成27年の高齢者講習の受講者数は258万人、そのうち、認知機能検査の受講者数は163万人です。

「認知機能検査」は、記憶力や判断力を測定するもので、「今年は何年ですか？」「今日は何曜日ですか？」の質問に答えたり、何枚かの絵を記憶し何が書かれていたのかを思い出して答えたり、指定された時刻の時計の針を描いたりします。成年後見制度手続でよく耳にする「長谷川式認知スケール」と似ていますね。そして、その検査結果(100点満点)は

「第3分類・記憶力・判断力に心配あります(認知機能低下のおそれなし)」  
(6点以上)

「第2分類・記憶力・判断力が少し低くなっています(認知機能のおそれ)(48点以下)」  
(49~45点)

「第1分類・記憶力・判断力が低くなっています(認知症のおそれ)(48点以下)」  
の3つに分類されます。そして、受講者が結果がその場で通知された後、全員が高齢者講習に進み、分類ごとそれぞれ違った

の高齢者講習を行う自動車教習所の担当指導員にもお尋ねして、みなさんにご紹介します。

### ① 「運転免許統計」から見た高齢者の運転免許

#### 【1】「運転免許統計」から見た高齢者の運転免許

全運転免許保有者数のうち65歳以上の保有者数は1700万人、全体の20%に当たります。もちろん、免許だけで運転している方も含んでいますが、80歳以上の保有者数は196万人、85歳以上は52万人です。

また、男女比率を見ると、20~69歳まではほぼ半々か若干男性が多いくらいながら、70歳を超えると、男性の比率が多くなり、80歳以上では8~2で男性が多くなっています。

また、保有者数の前年比較では、70~74歳で減少していますが、それ以外は増加しています。とすると、70歳をきっかけに運転をやめる人が多く出ているということが読み取れます。

さらに、平成14年から導入された「運転免許証明書」(運転免許証を自主返納した人が申請し、免許証に代わる本人確認

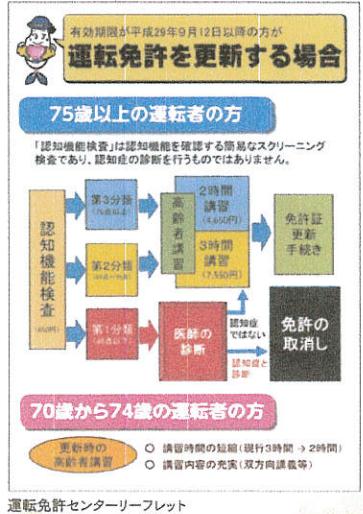
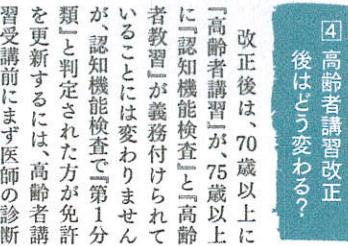
書類になります。)の交付件数は、平成18年が1万5000件だったのに対して、制度の改善もあり、平成28年では23万6000件と15倍以上に急増したことがあります。

### ② 高齢運転者の事故の現状と特徴

#### 【2】高齢運転者の事故の現状と特徴

交通事故死者数は、平成元年に1万人超だったのが平成27年には4117人に減少し、平成28年には3904人と、昭和24年以来67年ぶりに3000人台となりました。年齢別の死亡事故件数は、免許取り立ての若者24歳以下と75歳以上が非常に多くなっています。

高齢者が人口比率に占める割合が多いと、高齢運転者の事故には目立った特徴があります。たとえば、年齢別のブレーキとアクセルの踏み間違いによる死亡事故件数は65歳以上が78.8%を占め、高速道路の逆走は65歳以上の運転者によるものが70%を占めています。このような事故の現状を踏まえ、高齢運転者の事故を防止するために、高齢者の認知機能低下に着目した、70歳以上の免許更新手続きが改正されることになったわけです。



## 「こう変わる! 高齢者の運転免許の更新制度～交通事故をなくすために～」

それを基に指導員と二対一での個人指導が新しく導入され、自分の運転技能の状態を自覚できる、よりきめ細やかなプログラムが実施されます。

**⑤ 高齢者講習を担当する自動車教習所に聞く実情と改正後の問題点**

平成29年2月、新潟県三条市にある三条中央自動車学校で実際の検査・講習の内容や様子や改正後の課題についてお話を伺いました。

高齢者講習の受講者は、年齢による筋力や視力、判断力の衰えに加え、来る筋力や視力、判断力の衰えに加え、

高齢者講習を担当する高野勉副管理者は、「高齢者講習の受講者は、年齢による筋力や視力、判断力の衰えに加え、

三条中央自動車学校



者は、「高齢者講習の受講者は、年齢による筋力や視力、判断力の衰えに加え、

三条中央自動車学校

ほとんどの方に「我流」の癖が付いています。例えば、左折時に大回りしてふくらんたり、カーブしている道のセンターラインを越えて走ったり、一時停止線の手前で停止しなかつたり、スピードを落とすところで落とさなかつたり…。運転技能は、免許取得の時点から上達していくますが、一定のラインで高止まりします。それ以後は、

身体的衰えと共に下降していき、高齢になってくると、最初の時点よりも技能的に劣るようになると感じています。とは言え、個人差が大きいので、何歳でも心身ともに健康できちゃんと運転することができます。免許免許には年齢制限はいらないと思います。」ときっぱりおっしゃいました。私自身、「運転免許の取得に年齢制限があるのだから、失効にも年齢制限があつてもいい」というような乱暴なことも考へていませんが、確かに、認知症の専門医の中にも

「認知症であつても運転可能な場合もあり、運転免許を取り消す必要はない」と、取り消す場合は、「きちんと実際の運転状態を見てから決めるべきである」という意見もあります。新潟県警察本部交通部運転免許センターの山井一之警部も「なかつた免許を与えるのと、あつた免許を取り上げるのは全く違うものだ。」との意見でした。なるほど、運転技能には個人差があるという点が問題を難しくしているんですね。

また、自動車学校の高田俊代表に、改正

後の一一番の問題点は何かと質問したところ、「認知症の運転交通事故防止対策の現状と私たち一人一人ができることがあります。それは、運転免許更新手続の改正により高齢者の運転を心がけるようにしました。後期高齢者の父に夜間の運転を止めてもらいました。高齢者講習の際に、包括支援センターのパンフレットを配布してもらおうよう手配してみようと思います。どれも本当に小さいことですが、私ができることから始めます。みなさんも何か始めませんか。

ろ、「認知症の疑いがあると判定された方の心のケアが何より心配です。」との答えが真っ先に出てきました。「その通知は、ガソリンの告知のようなもので、かなりのショックを受けることは容易に想像できます。各教習所では認知機能検査の結果を県警に報告することで役割を終え、その後のことについては関わることができない仕組みになつてあり、その人をどう支えていくかといいう点について社会的に体制が整っています。これが最大の課題だと考えています」と、改正後も大きな課題が残されていることを指摘されました。現場にいらっしゃる方の言葉に頷くばかりで、あつという間に時間が過ぎていきました。

### ⑥ 高齢者運転交通事故防止対策の現状と私たち一人一人ができることがあります。

### 【認知症の原因別による症状の違いと運転行動の特徴】

	アルツハイマー病	前頭側頭型認知症	血管性認知症	レビー小体型認知症
記憶	出来事記憶の障害（いつ、どこでといった記憶を思い出せない）	意味記憶が障害されることもある（言葉の意味、物の名前がわからず、会話が通じない）	出来事記憶の障害（鞋い場合も多い）	出来事記憶の障害はあるが自立しない場合もある（症状が変動しやすい）
場所の理解	迷われる	保たれる	侵されることもある	侵される（特に視覚認知障害のため、位置関係がわからなくなる）
普段の態度	取り繕い・場合分け（もっともらしい態度や反応を示す）	脱抑制的な行動（社会のルールを守らない等）、常同行動・固執（同じことを繰り返す、こだわり続ける）	意欲低下（感情失禁（わざかな事で急に泣きだしたり、怒ったりする）	幻覚（実在しない人や動物などがありありと見える）、錯覚（床のゴミなどを動物や虫と見まちがう）、大きな声での寝言
運転行動	・運転中に行先を忘れる ・駐車や椅子を下手になる	・交通ルール無視 ・運転中のわき見 ・車間距離が短くなる	・運転中にボートするなど注意散漫になる ・ハンドルやギアチェンジ、ブレーキペダルの運転操作が遅くなる	・注意・集中力に変動があるため、運転技術にもむらがある ・自身的運転の危険性に気づいている場合がある

認知症はその原因によって行動・症状も大きく異なります。そのことから運転行動でもそれぞれ異なる注意点や危険性があると予測されます。

「認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための支援マニュアル」[第二版]より

参考資料
・「運転免許統計平成27年度版」
・「平成27年における交通事故の発生状況」
・「第1回 高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議配布資料」以上警察庁HP
・「認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための支援マニュアル」荒井由美子
・月報司法書士 2017年1月号 No.539「高齢者による自動車運転」上村直人
・読売新聞 平成29年2月12日朝刊

報告  
1  
東京発

社会福祉法人全国社会福祉協議会主催 第12回権利擁護・虐待防止セミナー シンポジウム

## 地域コミュニティの創造に向けて必要なこと

平成29年2月13日(月)、東京都千代田区霞が関の全社協・灘尾ホールにおいて、内閣府成年後見制度利用促進担当室参考官須田俊孝氏による講演の後、全国の地域包括支援センター・社会福祉協議会・福祉施設等で働く方々約270名が参加して、頭書のシンポジウムが開催されました。

## プログラム

内参

「地域包括支援センターでの虐待防止・権利擁護の取り組み」  
山下 公明氏（大阪市住之江区社会福祉協議会 嵯峨包括支援センター 社会福祉士）

「包括的支援の展開のための関係機関の連携・協働」

～地域コミュニティの創造に向けて必要なこと～

「彩の国あんしん」はヤーフティネット事業の取り組みと課題

高木 鑑昭氏(埼玉県社会福祉協議会 生活支援部 生活支援課長)

「児童虐待防止に向けた裏対接の機能強化の取り組み」

【コーディネーター】  
平田 嘉氏（明治大学法科大学院教授／弁護士）

住之江区社協の山下氏からは、情報収集と相談支援充実のための商店街等の巡回、生活困窮者への緊急食料品支援等の活動報告がなされ、経済的な問題への対処と、そのための各機関の連携が大切との提言がありました。

立川市社協の山本氏からは、地域全体が対象の「地域ケア会議」と個々の生活圏域が対象の「小地域ケア会議」の有機的な活用、相談支援や市民後見人養成等の活動報告がなされ、関係機関はもちろん地域住民との連携も大切なとの提言がありました。

埼玉県社協の高木氏からは、生活困窮者のための現物給付による経済的支援と相談支援等の活動報告がなされ、密に家庭訪問するなどして「互いの顔が見える関係」を築くことと、困窮者が発するSOSにいかに気付けるかが大切との提言がありました。

沼津市嘱託の笹井氏からは、市町村、児童相談所、保健機関、学校等の連携機関で、あって、ほぼ全ての市町村に設置されている「要保護児童対策地域協議会(要対協)」について説明がなされ、虐待が許されないということは「親の義務であるだけでした。

報告  
2

富井発

## 「素敵な老後、家族の活 用相続・成年後見の活

A yellow ribbon is tied in a knot at the bottom of the page.



● 第1部 基調講演「無縁社会から支え合いへ」  
講師 板垣 淑子氏（NHK報道局社会番組部チーフプロデューサー）

● 第2部 遺言・相続おもしろ落語  
落語家 桂ひな太郎

パネルディスカッション  
「相続・成年後見の活用方法」  
コーディネーター 桂ひな太郎  
パネリスト 竹内 順子氏（福井県司法書士会 企画研究部長）  
中尾 亨氏（リーガルサポート福井県支部長）

● 第3部 合唱 男声合唱団 ゴールデンエイジふくい

平成25年2月25日(土)福井市ハビリントホールにて標記シンポジウムが開催され、当日参加59人を含め、200名を超える参加がありまし  
た。また、同時に催の無料相続相談会では、相  
意した5ブースが午前後どフル活動し、相談  
数73件とこちらも大盛況でした。

た。NHKスペシャルの部夫を見取った後、外に出する介護サービスを候約して窓の外を眺めて暮らす80代女性と「重度の認知症の母の介護問題」に故郷へ帰ったものの、預金の大部分がいつのらせる60代男性の映像が流れ、追い詰められた日本社会の現実に身にしまされました。そして、「無縁社会」を防ぐために、高齢者が有償ボランティアになり、ヘルパーの代わりに安価な費用で別の高齢者の生活の手伝いをするという「幸せ手伝い隊」の仕組みを立ち上げた埼玉県幸手市の取り組みが紹介されました。

第2部の落語は、急死した寿司屋の大将が天国で下界を覗いたら、仲が良かつたはずの子供ら3人が遺産争いをしているのを見て、憤りで





**Q5** 成年後見人等となった場合に行う裁判所への報告で正しいのは？  
**正解** ②初回の報告をした後も、定期的に財産の状態や本人の生活状況などの報告をする。

**[解説]** 初回報告後も定期的に裁判所へ報告が必要です。報告を怠ると裁判所から催促がきて、それでも提出しないでいると成年後見人等を解任されることもありますので、気をつけましょう。

**Q7** 成年被後見人になるとできなくなるものはどれ？  
**正解** ①印鑑証明書の取得

**[解説]** 成年被後見人は、判断能力を失っている状態にありますので、重要な取引を行うことができません。そこで、市区町村では印鑑証明書を発行しない扱いとしています。成年被後見人には從来選挙権はありませんでしたが、近年の法改正で選挙権が増えられるようになりました。また、全ての人に財産の所有は認められており、成年被後見人にも当然に不動産の所有が認められています。

**Q9** 成年後見人等が法務局に申請しなくても、家庭裁判所が申請(嘱託)してくれるのはどれか？  
**正解** ①成年後見人等が初めて選任されたときにする登記

**[解説]** 成年後見等開始の審判がされたときは、家庭裁判所の裁判所書記官が嘱託して行います(官公署による登記の依頼のことを「嘱託」と言います)。一方、「変更の登記」と「終了の登記」は、成年後見人等や本人の親族等一定の利害関係人が、東京法務局に申請しなければなりません。申請は書留郵便でできます。登記手数料は無料です。

**Q6** どの類型(成年後見・保佐・補助)に当てはまるか判断するための材料として最もふさわしいのはどれ？  
**正解** ①医師の診断書

**[解説]** 法定後見制度のどの類型に該当するかは、客観的な資料に基づいて判断するのが相当です。医師の診断書は申立ての際の添付書類になっており、診断書に基づいて類型を判断します。

**Q8** 親族後見人と第三者後見人の選任割合が逆転したのはいつ？  
**正解** ①平成24年

**[解説]** 制度開始まもなくの平成14年では、親族が成年後見人等に選任された割合が84%、親族以外の第三者(司法書士、弁護士等)が成年後見人等に選任された割合が16%だったのが、選任割合の比率は年々変わり、平成24年には親族が48.5%、第三者が51.5%と逆転しました。ちなみに、平成28年では、親族が28.1%、第三者が71.9%になっています。

**Q10** 成年後見人等の辞任について正しいのはどれ？  
**正解** ①辞任には正当な理由と家庭裁判所の許可が必要

**[解説]** 成年後見人等は、正当な理由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができます(定められています)。なお、辞任した成年後見人等は、遅滞なく新たな成年後見人等の選任を求める申立てを家庭裁判所にしなければなりません。

## リーガルサポート 成年後見クイズ 特別版



# 正解発表 & 解説

みなさま、前回のリーガルサポートプレス第14号に掲載した「リーガルサポート成年後見クイズ特別版」にたくさんのご応募をいただき、誠にありがとうございました！今号では、クイズの正解と解説を掲載しております。タメになる豆知識ばかりですので、前号でクイズにチャレンジされた方も、そうでない方も是非ご一読ください！※なお、当選者の発表は発送をもって代えさせていただきます。

**Q1** 成年後見人等であることを証明するための「登記事項証明書」が必要な場合、どこに請求すればいい？  
**正解** ②最寄りの法務局

**[解説]** 禁治産・準禁治産制度の時代には、本人の戸籍上にその旨が記載されていたので、市区町村役場が請求先でした。しかし、成年後見登記制度の創設に伴い、平成17年1月から、最寄りの法務局(全国の法務局又は地方法務局の本局戸籍課)が「登記事項証明書」の請求先となりました。

※郵送は東京のみ

**Q2** 後見等開始の審判の申立てに基づき、成年後見人等となった場合に裁判所から送付される書類は？  
**正解** ①審判書謄本

**[解説]** 申立てをした後、家庭裁判所で調査・審理が行われた結果、後見等を開始するか、成年後見人等を誰にするか裁判官が決定します。審判書にはその内容が書かれており、成年後見人等に特別送達という方法で送付されます。

**Q3** 成年後見人等を誰にするか決めることができるのは誰？  
**正解** ③家庭裁判所

**[解説]** 申立人が「候補者」を決めて申立をすることはできますが、成年後見人等には、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任する。候補者が適任だと判断されれば、そのまま選任することもありますし、財産の内容が複雑・高額な場合や親族間に争いがある場合などは、司法書士や弁護士などの専門職が選任することもあります。

**Q4** 成年後見人等の職務が終了する場合として正しいのはどれ？  
**正解** ②成年被後見人等または成年後見人等が死亡したとき

**[解説]** 成年後見人等の任務が終了する場合としては、成年後見制度の利用そのものが必要となくなつて終了する場合と、成年後見制度の利用は終了しないが、成年後見人等の交代が生じて任務が終了する場合があります。前者は、本人が死亡した場合や、成年後見等開始の審判が取り消され、能力が回復して成年後見等審判が取り消されたときなどであり、後者は、成年後見人等が死亡、辞任・解任、欠格事由に該当したときなどです。

リーガルサポートの  
委員会を  
紹介します!

# 業務審査委員会

専務理事 西川 浩之

業務審査委員会は、リーガルサポート(LS)  
が行う事業の適正な遂行の確保を目的として  
置かれている特別の委員会であり、司法書士

正会員3名及び学識経験者7名の委員をもって組織されています。業務審査委員会が行う事務は、①LSの受任事件(法人後見・法人後見監督事件)の処理方法等の妥当性等につき意見を述べること、②会員の受任事件遂行に関する適正な処理方法等につき意見を述べること、③後見人候補者

名簿及び後見監督人候補者名簿に登載する会員を推薦すること、④上記各名簿からの候補者の削除に関し意見を述べること、並びに⑤その他理事会から委嘱された事務とされています(定款47条)。

業務審査委員会が外部の委員が中心となって機能することが、LSの活動の公益性の担保の一つの手段となっており、現在、業務審査委員会の外部委員(学識経験者7名)には、法律又は福祉の研究者(学者・大学教員)や法律実務家(弁護士・元裁判官・公証人等)に就任していただいている。

## 編 集 後 記

昨今の成年後見制度は、代行決定支援型から意思決定支援型(本人の意思を最大限尊重し、後見人の代理・代行決定を最小限に留める)へと徐々にシフトしようとしています。しかしながら、実際の後見業務の現場では、本人の意思と後見人の意向(代理・代行決定)が衝突する場面が多々あります。

例えば、「本人は自宅で最期を迎えるにあれば、本人の状態を考えると在宅での生活は難しいから施設入所を検討しなければならない」、「ある物の購入、寄付等が本人にとってとても大切なことは理解できるが、今後の生活を考えると控えてもらわなければならない」など、本人の生活、安全を優先すると、どうしても本人の意向に沿うことはできません。

そもそも、「これで良いですか?」と聞いて、その答えが「はい」であって、「いいえ」であっても、それが本心かは分かりません。きっと、周りに気兼ねをし、遠慮をして本心を隠してしまう方もいれば、一時的な感情によって、何に対しても首を横に振ってしまう方もいます。

本人のすべての意向を実現することは不可能かもしれません、そのできる限りの実現に向けて支援をするためには、第一歩として、まずその本心を明かしてもらうことから始まります。本人にとって、そもそも成年後見制度、後見人、司法書士という存在が身近ではないことを理解したうえで、少しでも身近に感じてもらえる人間になりたいと思う今日この頃です。

(り)

## 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

- ・札幌支部 011-280-7078 [HP](#)
- ・函館支部 0138-27-2345 [HP](#)
- ・旭川支部 0166-51-9058
- ・釧路支部 0154-41-8332
- ・宮城支部 022-263-6786
- ・ふくしま支部 024-533-7234
- ・山形支部 023-623-3322
- ・岩手支部 019-653-6101
- ・秋田支部 018-824-0055
- ・青森支部 017-775-1205
- ・東京支部 03-3353-8191 [HP](#)
- ・神奈川県支部 045-640-4345 [HP](#)
- ・埼玉支部 048-845-8551 [HP](#)
- ・千葉県支部 043-301-7831
- ・茨城支部 029-302-3166 [HP](#)
- ・とちぎ支部 028-632-9420
- ・群馬支部 027-224-7771 [HP](#)
- ・静岡支部 054-289-3999
- ・山梨支部 055-254-8030 [HP](#)
- ・ながの支部 026-232-7492 [HP](#)
- ・新潟県支部 025-244-5141
- ・愛知支部 052-683-6696 [HP](#)
- ・三重支部 059-213-4666
- ・岐阜県支部 058-259-7118
- ・福井県支部 0776-30-0016
- ・石川県支部 076-291-7070

 マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索! /  
リーガルサポート ○○支部

検索

- ・富山県支部 076-431-9332
- ・大阪支部 06-4790-5643 [HP](#)
- ・京都支部 075-255-2578 [HP](#)
- ・奈良支部 0742-22-6707 [HP](#)
- ・滋賀支部 077-525-1093
- ・和歌山支部 073-422-0568
- ・広島県支部 082-511-0230
- ・熊本支部 096-364-2889 [HP](#)
- ・山口支部 083-924-5220 [HP](#)
- ・岡山県支部 086-226-0470 [HP](#)
- ・鳥取支部 0857-24-7013 [HP](#)
- ・しまね支部 0854-22-1026
- ・香川県支部 087-821-5701 [HP](#)
- ・徳島支部 088-622-1865 [HP](#)
- ・高知支部 088-825-3141
- ・えひめ支部 089-941-8065
- ・福岡支部 092-738-1666 [HP](#)
- ・佐賀支部 0952-29-0626
- ・長崎支部 095-823-4710
- ・大分支部 097-532-7579
- ・鹿児島支部 099-251-5822
- ・宮崎県支部 0985-28-8599
- ・沖縄支部 098-867-3526
- 本部(東京) 03-3359-0541

リーガルサポートのホームページには  
音声読み上げ機能があります!

編集・発行

## 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階  
TEL 03-3359-0541 <http://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

